

4. マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の利用登録の周知に関するお願い

(1) 資格確認書の一斉交付について

令和6年11月までに発行された健康保険証は、令和7年12月1日をもって利用できなくなります。それに伴い出版健保では、国から提供される情報に基づき、マイナ保険証の利用登録がお済みでない方を対象に、令和7年11月までにご本人の申請によらず資格確認書を職権にて一斉交付いたします。

現在、出版健保のマイナ保険証利用登録率は約60%となっているため、マイナ保険証をお持ちでない方が約5万人となり、その方々の資格確認書を事業所宛に送付することとなります。マイナ保険証の利用登録率が増加することで、一斉交付にかかる発行・送付コスト（約1,500万円）、事業所における配付コスト、事務負担等の軽減につながります。

マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の利用登録の周知につきましてご協力をお願いいたします。

※マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の利用登録は任意です。

(2) マイナ保険証の利用促進にご協力ください

今後も資格確認書の交付に伴い事務コストが発生しますが、マイナ保険証の利用者が増える事で軽減されます。

【軽減される事務コスト】

- ①加入者が資格取得した場合に資格確認書を配付するコスト
- ②加入者が資格喪失・氏名変更・資格確認書をき損した場合に、資格確認書を回収して健保組合へ返却するコスト

■マイナンバーに関するよくある質問は、[こちら](#)をご参照ください。